個人情報の安全性及び安全性に係る事象

a　各締約国は、個人情報の保護（特に、滅失又は事故による若しくは許可されていないアクセス、開示、変更若しくは廃棄（以下「安全性に係る事象」という。）からの保護）のための適当な技術的、物理的及び組織的な措置をとっていることを確保する。

b　個人情報を受領した締約国は、安全性に係る事象であって個人又は他の締約国に対する有形又は無形の損害の著しい危険が存在するものを発見した場合には、その可能性及び規模を速やかに評価し、並びにそのような損害を軽減するため、速やかに適当な措置をとる。当該措置には、当該個人情報を移転した当局又は前章第二節の規定の実施のためにcの規定に従って指定された当局への通報を含める。もっとも、当該通報には、その更なる伝達に関する適当な制限を含めることができるものとし、当該通報が国家の安全保障を脅かすおそれがある場合にあってはこれを延期し、又は省略し、当該通報が公共の安全の保護のための措置を脅かすおそれがある場合にあってはこれを延期することができる。当該個人情報を受領した締約国が適当な手段を講じたことにより当該著しい危険がもはや存在しない場合を除くほか、当該措置には、関係する個人への通知も含める。当該通知は、12aiに定める条件の下で、これを延期し、又は省略することができる。当該通報を受けた締約国は、当該安全性に係る事象及びこれへの対応についての協議及び追加の情報を要請することができる。

c　各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、前章第二節の規定の実施のためにbの規定に基づき通報を受けるべき一又は二以上の当局を通報する。提供した情報は、その後、修正することができる。

記録の保持

各締約国は、個人の個人情報が個別の事案においてどのようにアクセスされ、使用され、及び開示されているかを示すため、記録を保持し、又は他の適当な手段をとる。

締約国内における更なる共有

a　締約国の当局が最初にこの議定書に基づいて受領した個人情報を自国の他の当局に提供する場合には、当該他の当局は、この条の規定に従って当該個人情報を処理する。ただし、bの規定の適用を妨げるものではない。

b　aの規定にかかわらず、第十七条の規定に基づき留保を付した締約国は、受領した個人情報を自国の州その他これに類する領域的主体に提供することができる。ただし、当該個人情報を受領した当局がこの条の規定による保護と同等の水準の保護を規定することにより当該個人情報を引き続き効果的に保護するよう、当該締約国が措置をとっていることを条件とする。

c　移転締約国は、この9の規定の不適切な実施の徴候がある場合には、当該徴候についての協議及び関連する情報を要請することができる。

他の国又は国際機関への更なる移転

a　個人情報を受領した締約国は、当該個人情報を移転した当局又は前章第二節の規定の実施のためにbの規定に従って指定された当局による事前の許可を得た場合に限り、当該個人情報を他の国又は国際機関に移転することができる。

b　各締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に対し、前章第二節の規定の実施のために許可を与えるべき一又は二以上の当局を通報する。提供した情報は、その後、修正することができる。

透明性及び通知

a　各締約国は、一般的な通知の公表又は収集された個人情報に係る個人への個別の通知により、次の事項に関する通知を行う。

i　当該個人情報の処理の法的根拠及び目的

ii　該当する場合には、5の規定による保有又は審査の期間

iii　当該個人情報の開示を受ける者又はその分類

iv　利用可能なアクセス、訂正及び救済

b　締約国は、個別の通知の要件に関し、12aiに定める条件に従い、自国の法的枠組みに基づく合理的な制限を課することができる。

c　移転締約国は、他の締約国に提供された個人情報に係る個人に対して個別の通知を行うことが自国の法的枠組みにおいて要求される場合には、他の締約国が個人情報の移転の際にその要求及び適当な連絡先について通報を受けるよう措置をとる。個別の通知は、他の締約国が個人情報の提供を秘密のものとして取り扱うことを要請した場合において、12aiに定める制限のための条件が適用されるときは、行ってはならない。当該制限がもはや適用されず、個別の通知を行うことができる場合には、当該他の締約国は、移転締約国がその旨の通報を受けるよう措置をとる。移転締約国は、当該通報をまだ受けていない場合には、当該他の締約国に対し、当該制限を維持するかどうかについて移転締約国に通報するよう要請する権利を有する。

アクセス及び訂正

a　各締約国は、この議定書に基づいて受領した個人情報に係る個人が、自国の法的枠組みに定める手続に従い、不当に遅滞することなく、次の事項を求め、及び取得する権利を有することを確保する。

i　当該締約国が当該個人に関して保有している書類の書面による又は電子的形態の写しであって、当該個人の個人情報並びに当該個人情報の処理の法的根拠及び目的、当該個人情報の保有期間並びに当該個人情報の開示を受ける者又はその分類を示す利用可能な情報を含むものへのアクセス（以下「アクセス」という。）並びに利用可能な救済の選択肢に関する情報。ただし、特定の事案におけるアクセスについては、自国の法的枠組みの下で認められる比例的な制限であって、その決定の際に他の者の権利及び自由又は一般的な公共の利益という重要な目的を保護するために必要であり、かつ、関係する個人の正当な利益を十分に考慮するものの適用を条件とすることができる。

ii　当該個人の個人情報が不正確であり、又は不適切に処理されたものである場合には、その訂正。訂正には、訂正の根拠及び当該個人情報の処理に係る個別の事情を考慮して適当かつ合理的な場合には、修正、補足、抹消若しくは匿名化、処理の制限又はブロッキングを含む。

b　締約国は、アクセス又は訂正を拒否し、又は制限する場合には、不当に遅滞することなく、アクセス又は訂正を求めた個人に対し、書面（電子的に提供することができる。）により、その拒否又は制限について通知する回答を提供する。当該回答においては、当該拒否又は制限の根拠及び利用可能な救済の選択肢に関する情報を提供する。アクセスを取得するために要する費用は、合理的であり、かつ、過大でない額に制限すべきである。

司法上及び非司法上の救済手段

各締約国は、この条の規定の違反についての救済を与える効果的な司法上及び非司法上の救済手段を有するものとする。

監督

各締約国は、この条に定める措置について独立の、かつ、効果的な監督の任務及び権限を単独又は共同で遂行し、又は行使する一又は二以上の公的機関を有するものとする。単独又は共同で行動するこれらの機関の任務及び権限には、調査の権限、申し立てられた不服に応じて行動する権限及び是正措置をとる能力を含める。

協議及び停止

一の締約国は、他の締約国がこの条に定める条件に対する組織的若しくは重大な違反をしていること又は重大な違反が差し迫っていることの実質的な証拠を有する場合には、当該他の締約国への個人情報の移転を停止することができる。当該一の締約国は、合理的な通報を行うことなしに、また、関係締約国が合理的な期間にわたり協議を行ったにもかかわらず解決に至らなかった時まで、移転を停止してはならない。もっとも、組織的又は重大な違反が、自然人に対し、その生命若しくは安全への重大なかつ差し迫った危険又は実質的な信用上若しくは金銭上の被害をもたらす場合に